

兵庫県告示第513号

環境の保全と創造に関する条例（平成7年兵庫県条例第28号）第140条の5第1項の規定により、瀬戸内海（同条例第100条第1項に規定する瀬戸内海をいう。）の海域における良好な水質を保全し、かつ、豊かな生態系を確保する上で望ましい栄養塩類の濃度（以下「望ましい濃度」という。）を次のように定め、令和元年10月28日から施行する。

令和元年10月25日

兵庫県知事 井戸敏三

- 1 全窒素の望ましい濃度は、昭和46年環境庁告示第59号（水質汚濁に係る環境基準について）別表2の2のイに掲げる基準値（水域類型ⅡからⅣまでに係る基準値に限る。次項において「環境基準値」という。）の範囲内で、かつ、1リットルにつき全窒素0.2ミリグラム以上とする。
- 2 全りんごの望ましい濃度は、環境基準値の範囲内で、かつ、1リットルにつき全りん0.02ミリグラム以上とする。

望ましい濃度の範囲

水域 類型	全窒素		全りん	
	水質目標値 (下限値)	環境基準値	水質目標値 (下限値)	環境基準値
Ⅱ	0.2	～ 0.3 mg/L	0.02	～ 0.03 mg/L
Ⅲ	0.2	～ 0.6 mg/L	0.02	～ 0.05 mg/L
Ⅳ	0.2	～ 1 mg/L	0.02	～ 0.09 mg/L